

中国における最近の知財トピックス

2024年5月31日

方信グローバル知財サービス株式会社

〒107-0062 東京都港区南青山二丁目2番8号

DFビル6階

中国弁護士・中国弁理士 方喜玲

荻原正

拝啓

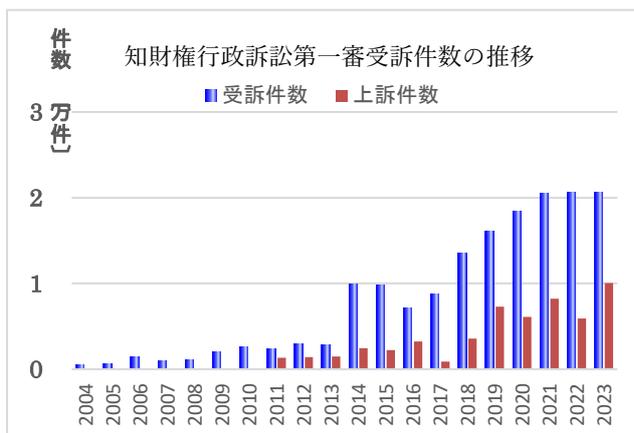
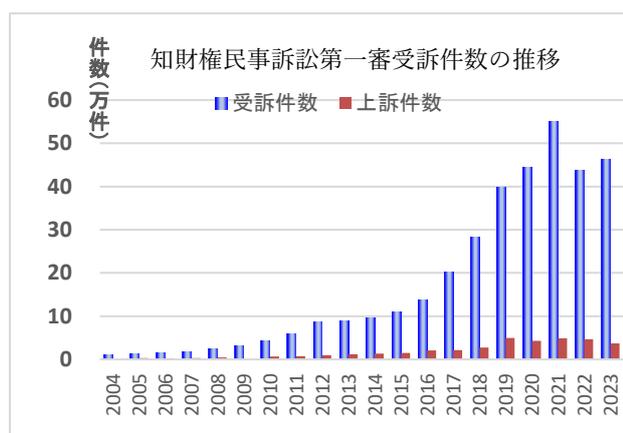
平素は格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今回は、国家知識産権局公表の中国知的財産権の司法保護状況、市場監督管理総局公布の《インターネット上の不正競争防止に関する暫定規定》、不当な侵害警告による商業的名誉毀損に関する判決例などについて紹介させていただきます。

敬具

1. 中国知的財産権司法保護状況 — 《2023年中国知的財産権保護状況》から

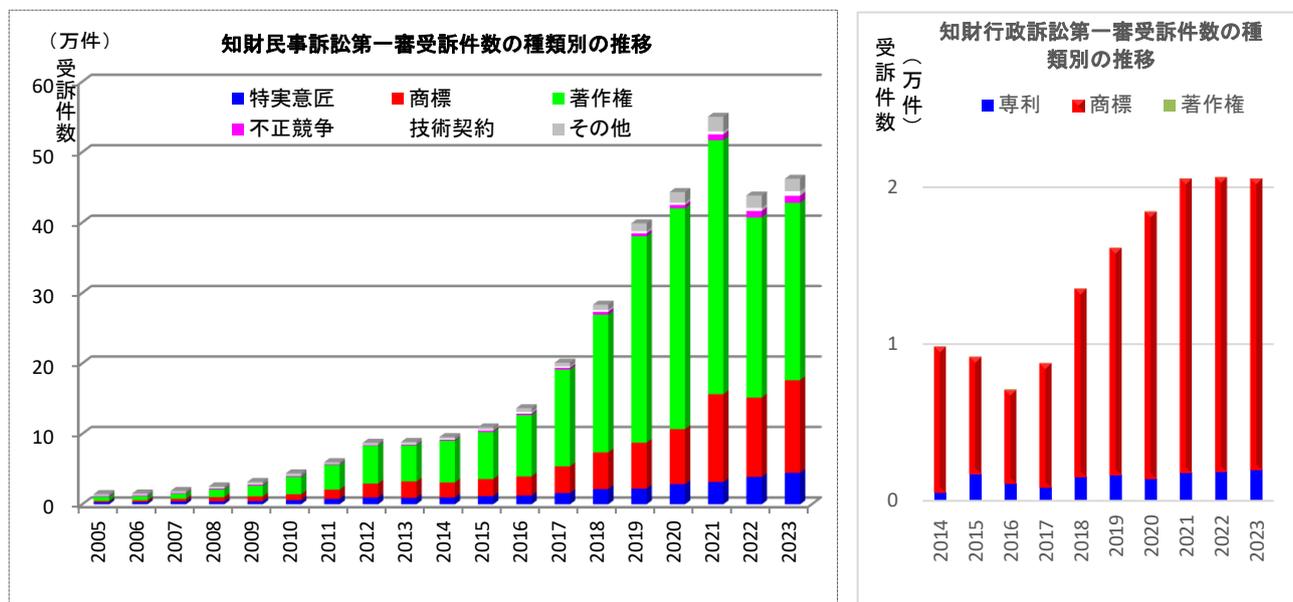
2023年、全国人民法院が受理した知的財産権民事第一審案件は46万2,176件、結審件数は46万306件、前年同期比はそれぞれ5.4%増、0.55%増であった。そのうち、専利案件は4万4,711件で前年同期比14.73%増、商標案件は13万1,429件で前年同期比16.85%増、著作権関係は25万1,687件で前年同期比1.57%減、技術契約案件は6,492件で前年同期比53.19%増、不競法案件は1万230件で前年同期比8.97%増、その他の案件は1万7,627件で前年同期比0.51%減であった。全国各級の地方人民法院が受理した知的財産権民事二審事件の新受理件数は3万7,214件、結審件数は3万8,713件で、前年同期比はそれぞれ24.79%減、20.37%減であった。知的財産権民事案件で懲罰性賠償を適用した案件は319件で、前年同期比117%増、賠償金額は11億6,000万元で前年同期比3.5倍となった。



2023年、全国人民法院は、合計2万583件の知的財産権行政第一審案件を受理し、結審案件は2万2,340件で、前年同期比はそれぞれ0.28%減、26.7%増であった。そのうち、専利関係は1,990件、前年同期比5.85%増、商標関係は1万8,558件、0.97%減、著作権関係は11件、前年同期比1件減、その他の案件は24件であった。全国各級地方人民法院の第二審の知的財産権行政案件は合計1万53件、審決件数9,259件で、前年同期比はそれぞれ54.64%増、17.99%増となった。そのうち、原判決維持は7,477件、原判決破棄改判

1,551件、差戻し1件、取下げ208件、却下3件、その他13件であった。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/4/30/art_91_192134.html



2. 市場監督管理総局、《インターネット上の不正競争防止に関する暫定規定》を公布

インターネット上の不正競争を予防、防止し、公正な競争の市場秩序を維持し、イノベーションを奨励し、事業者と消費者の合法的権益を保護し、デジタル経済の標準化、健全かつ持続可能な発展を促進するため、市場監督管理総局はこのほど、《インターネット上の不正競争防止に関する暫定規定》（以下、「本規定」）を公布した。本規定の特徴は以下の通りである。

一、イノベーション奨励の堅持

企業のイノベーションの成果を保護し、インターネット産業がイノベーションの潜在力を十分に発揮できるよう促進することに努める。

二、競争の規範化を重視

中国のデジタル経済発展の新たな特徴、趨勢及び要求に沿い、本規定は、インターネット上の各種不正競争を認定するための基準および規範を整備する。インターネット環境における模倣・混同、虚偽宣伝などの伝統的な不正競争行為の新たな姿を明確にし、リバーススワイピング、違法データ取得などの新しいタイプのインターネット不正競争行為を列挙した。また、新たな問題や行為が発生した場合の規制の根拠となる包括条項も設けた。

三、消費者の権利と利益の保護強化

社会的な懸念に対応し、中国のネット消費における消費者の権益を侵害するユーザーレビューやキャッシュバック、消費者の選択の誘導などの焦眉の問題を規制し、ネット消費の新たな情景と新たな形態から生じた新たな問題を解決するための政策的な支援を提供した。

四、プラットフォームの責任強化

プラットフォーム内の競争行為の規制と管理を強化するよう促すと同時に、競争上の優位を得るためのデータアルゴリズムの乱用などの問題を規制する。

五、法執行の最適化

広域、プラットフォーム横断、地域横断といったネットワーク不正競争の特徴を踏まえ、監督・検査手続きに特別な規定を設けた。専門家によるオブザーバー制度が設けられ、重要問題の解決に向けた知的支援と技術的支援が提供される。

六、法的責任の明確化

市場監督分野における法規の「協働力」を十分に発揮させ、不正競争防止法、電子商取引法、独占禁止法、行政処罰法などを効果的に連結させる。同時に、違法収入没収の法的責任を明確化し、規制効果を強化している。

本規定は2024年9月1日から施行される。

http://www.iprdaily.cn/article1_36984_20240512.html

3. 不当な侵害警告による商業的名誉毀損 (2022) 湘0103民初183号、(2022) 湘01民終7118号

【裁判要旨】

権利者が被疑侵害者に対して書面または口頭で侵害の警告を行うことにより、知的財産権を保護することは合法的な権利保護の方法である。但し、侵害警告は合理的な範囲内でなければならず、行為者が自己の権益を保護するために知的財産権者に許容される限度を超えて、客観的でない真実を広く公表した場合、商業的名誉毀損を構成する可能性がある。

【事件の経緯】

宋氏は「チャールズ某某」シリーズの作者であり、上海の某社は「チャールズ某某・雪某」と「チャールズ某某・黒某」の作品の著作権所有者である。被告張氏は「某某の大冒険」という小説シリーズの作家である。

2018年3月、張氏は宋氏と上海の某社を相手取り、作品「チャールズ某某・雪某」は張氏の作品である「某某の大冒険・孤守冰峰」の盗作であるとして北京市西城区人民法院に著作権侵害訴訟を提起した。西城法院は審理の結果「チャールズ某某・雪某」という作品は盗作に当たらないと判断し、張氏の主張をすべて退けた。

上記の事件の判決が下される前に、張氏は新浪微博を通じて、宋氏と上海の某社が彼の作品を盗用したと繰り返し流布した。2021年3月、張氏は新浪微博を通じて、作品「チャールズ某某・黒某」の内容が作品「某某大冒険・惊魂の旅」の内容と非常によく似ており、盗作と著作権侵害の疑いがあると通知書を発した。

その後、宋氏と上海の某社は、湖南省長沙市天心区人民法院に対し、「チャールズ某某・黒某」が作品「某某大冒険・惊魂の旅」の著作権を侵害していないことの確認を求める訴訟を提起した。天心法院は審理の結果、「チャールズ某某・黒某」という作品は張氏の著作権を侵害していないと判断した。判決後、張氏は新浪微博を通じて、宋氏と上海の某社が同事件で不適切な行動をとり、和解を申し出たなどと主張し、原告の盗作疑惑を連想させる虚偽・誤解を招く内容を相次いで発表した。宋氏と上海の某社は、張氏の上記の行為が商業的名誉毀損にあたる疑いがあると考え、その行為について天心法院に訴訟を提起した。

天心法院は審理を経て次のように認定した。張氏はプロの小説家として、文化市場に小説を提供することによって文化市場との交換価値を取得しており、彼が創作した小説は商品であり、彼と宋氏は共に児童文学作家であり、両者の間には競争関係があると認定した。まだ審理や判決がなされていない紛争の事実は司法的に未確定の事実であり、紛争の争点も司法的に未確定な状況において、張氏は、文脈を逸脱して事実を誇張・歪曲して引用し、「盗作」、「決定的かつ詳細な証拠」など、当該消費者に不適切な理解を招きやすい言葉を用いて表現した。張氏は、原告代理人が鑑定費用の支払いを求めた事実を原告代理人が率先して和解したと曲解したその行為は虚偽の事実の流布に該当する。

また、張氏は公的な手段で、原告が盗作したと主張したことは、公衆に原告の創作作品が彼の作品を盗用したと聴衆に誤解させるが、最終的には、原告の作品は盗作に当たらないと判断された。張氏が流布した虚偽の情報は、原告のビジネスの評判と製品の評判を不当に傷つけ、関連公衆の選択を変更させ商業的名誉毀損を構成する。

天心法院は第一審で、張氏が原告に謝罪し、影響を排除し、合計10万円の経済的損失を賠償せよとの判決を下した。一審判決後、張氏はそれを不服として控訴したが、第二審法院は控訴を棄却し、原判決を支持した。

[判事コメント]

商業的名誉毀損に関する中国の不正競争防止法の関連規定によると、商業的名誉毀損の構成要素には、対象、行為および損害が含まれる。商業的名誉毀損の対象は、不正競争防止法に規定されている直接的または間接的な競争関係にある事業者でなければならない。商業的名誉毀損の行為は、主に虚偽または誤解を招く情報の捏造または流布であり、捏造または流布は行為の態様にすぎず、商業的名誉毀損の行為認定のキーポイントは、捏造または流布された情報が虚偽または誤解を招くものであるかどうかを判断することである。虚偽の情報とは、真実ではなく、真実に対応していない情報を指す。虚偽の情報とは異なり、誤解を招く情報は何もないところから捏造されたものではなく、一定の事実的基礎に基づくが一面的あるいは文脈を無視した陳述、主に真実を含むが一面的、真実であるが無関係である、不明確な真実など、三種の態様がある。商業的名誉毀損の損害とは、加害者が行った上記の行為により競合者のビジネス上の評判と製品の評判に悪影響を及ぼすことである。

現在、中国の不正競争防止法および関連する司法解釈では、商業的名誉毀損が行為者に主観的な意図を必要とするかどうかは明確にされていないが、法律の観点からは、「捏造」や「流布」などの言葉は明らかに故意の意味合いを持ち、少なくとも行為者は主観的に過失がある。また、商業的名誉毀損の法的帰結の観点からは、その法的結果は不法行為による債務として成立し、債務関係が成立している以上、商業的名誉毀損の対象が明確かつ具体的でなければならず、商業的名誉毀損の対象が不明確または具体的でない場合には、商業的名誉毀損と判断することができない。

本件では、張氏は新浪微博で情報を公開し、被告に侵害の停止を求めたが、客観的には公権力の保護を求めたのではなく、侵害者とされる人物に自らの行動で侵害を止めるよう求め、主観的には侵害者とされる者に侵害の停止を要求する主観的な意図も有しており、侵害警告の構成要素を満たしていた。

侵害警告が商業的名誉毀損にあたるかどうかを判断するためには、侵害警告の加害者の主観的な意図、侵害警告の発信者と行為者の関係、侵害警告の発信先、侵害警告の発信方法、侵害警告の文言の厳格さの程度などを考慮する必要がある。本件では、両当事者はともに小説業界の実務家であり、西城法院で著作権侵害をめぐって紛争を起こしたため、当事者はお互いに精通している。張氏の侵害警告の対象について判断すると、表面上は原告である上海の企業を対象としているが、侵害警告の対象は、公共広告の方法を通じて告知したことからその対象は不特定多数の公衆であることがわかる。上記の2つの状況から、張氏が侵害警告を送信して他者を攻撃する可能性が高いと判断できるが、それだけではそれが商業的名誉毀損を構成すると判断することはできない。さらに、彼が送信した内容の厳格さ、正確性、客観性をさらに考慮する必要がある。送信された内容から判断すると、張氏が送信した内容は客観的な事実ではなく、捏造された事実である。本件では、当事者間の関係と侵害警告の送付の目的及び方法から、張氏は主観的に悪意があり、その行為は善意の行為者に対する法律の許容範囲を超えており、商業的名誉毀損を構成すると推認できる。

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=139937

本件に関し、さらなる情報やご不明な点、ご質問等がございましたら、fsgip@fsgip.com までお問合せください。よろしくお願いいたします。